

議案第280号

特別職の職員の給与に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する
条例案

特別職の職員の給与に関する条例の特例に関する条例（平成24年大阪市条例第45号）の一部を次のように改正する。

「（副市長及び常勤の監査委員にあっては、その額に、5,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額、5,000円以上10,000円未満の端数があるときはこれを10,000円に切り上げた額）」を削る。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

平成27年12月25日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

副市長及び識見を有する者のうちから選任された常勤の監査委員の給料月額の特例措置により減じる給料月額の算定方法を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

(傍線は削除)

特別職の職員の給与に関する条例の特例に関する条例 (抄)

特別職の職員の給与に関する条例 (昭和26年大阪市条例第9号。以下「特別職給与条例」という。) に基づく副市長、識見を有する者のうちから選任された常勤の監査委員 (以下「常勤の監査委員」という。) 及び特別職の秘書の職の指定等に関する条例 (平成24年大阪市条例第1号) 第2条の市長の秘書の職を占める職員 (以下「秘書」という。) の給料月額は、当分の間、特別職給与条例別表の規定にかかわらず、同表に規定する額から、副市長にあつてはその100分の14に相当する額、常勤の監査委員にあつてはその100分の10に相当する額、秘書にあつてはその100分の11.5に相当する額をそれぞれ減じた額 (副市長及び常勤の監査委員にあつては、その額に、5,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額、5,000円以上10,000円未満の端数があるときはこれを10,000円に切り上げた額) とする。ただし、特別職給与条例第4条第1項の規定による退職手当の額の算定の基礎となる給料月額は、同表に規定する額とする。